

### 建築基準法における ポリカーボネート板 使用範囲

#### 屋根における国土交通大臣認定の内容

##### 1) 認定の取得

一般のポリカーボネート板も新法への移行措置が行われ、「建築基準法63条及び同法施工令第136条の2の2第一号(防火地域又は準防火地域内の建築物の屋根「不燃性物品を保管する倉庫等の屋根に使用できる構造」)の規定に適合するものとして、以下の番号で大臣認定を受けております。

当社の製品名	旧認定番号	新認定番号
カーボグラス (JISK6735に適合するもので板厚8.0mm以下)	東住指発第409号 東住街発第111号	DW-9054

\*ツインカーボは該当致しません。

この認定を受けたものについては、「法第22条第一項・法第25条・法第63条による屋根において、屋根以外の主要構造部を準不燃材料として不燃性の物品を保管する倉庫その他これに類する用途について使用可能」となります。(カーボグラス®については、上記のような不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根について、旧準難燃グレード・一般グレードの区別なく使用可能となります。)

##### 2) 認定での使用可能な範囲

- 区分：法第22条第一項・法第25条・法第63条により要求される屋根
- 用途：不燃性の物品を保管する倉庫、その他これに類するものとして国土交通大臣が定める用途  
[大臣が定める用途(建設省告示第1434号)]
  1. スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設
  2. 不燃性の物品を取り扱う荷捌き場その他これと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途
  3. 畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場
- 構造：屋根以外の主要構造部は準不燃材料とする
- 面積：制限無し
- 延焼のおそれのある部分：制限無し

##### [補足]

\*上記で表現されていない用途については、「不燃性の物品を取り扱う荷捌き場と同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途」とみなされるか建築主事の判断によることとなります。

\*不燃性の物品を保管する倉庫に類する用途を規定した建設省告示第1434号の解釈については、日本建築行政会議(旧日本建築主事会議)より、以下の内容で情報公開されています。

- 平成14年5月30日 日本建築行政会議  
「建築物の屋根をポリカーボネート板等でふく場合」  
二号：不燃性の物品を取り扱う荷捌き場と同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途の例
  1. 通路、アーケード、休憩所
  2. 十分に外気に開放された停留所、自動車車庫(床面積が30m<sup>2</sup>以下のものに限る)、自転車置場
  3. 機械製作工場

\*現時点では、「法第27条、第61条、第62条」等で、耐火建築物や準耐火建築物など耐火構造・準耐火構造の屋根が要求される場合には適合しませんが、これらの取扱いについては現在、関係機関と協議中です。

\*法第84条の2、令第136条9,10に基づく「簡易な構造の建築物」については、面積制限が緩和(1500m<sup>2</sup>→3000m<sup>2</sup>)されている部分もありますが、その他の条件は従来通りで使用可能です。

\*屋根以外の使用可能範囲については関係法令(2)(3)(4)を参照して下さい。

### 1. 屋根用途の防火規制

分類		適応部位	防火・準防火地域	法22条指定地域	その他
不燃性の物品を保管する倉庫等の屋根	DW-9054	その他これに類する運動施設 (日本建築行政HPより) ・テニス練習場 ・ゲートボール場 ・スポーツ専用で収納可燃物がほとんどなく、見通しのよい用途	屋根	延焼のおそれのある部分以外の部分	屋根以外の主要構造部を準不燃材料とする ポリカーボネート板の場合 : 厚さ8ミリ以下 ポリカーボネート折板の場合 : 見付面積に対する等価厚さに換算し8ミリ以下
		その他これらと同等以上に火災の発生の恐れのない用途 (日本建築行政会議HPより) ・通路、アーケード、休憩所 ・十分に外気にさらされた停留場、自動車車庫(床面積30m <sup>2</sup> 以下)、自転車置き場 ・機械製作工場			
	畜舎、堆肥舎並びに水産物の増殖場及び養殖場				
簡易な構造の建築物	JISK6735 [建設省告示第1434号による]	自転車車庫 (150m <sup>2</sup> 未満)	屋根、壁	延焼のおそれのある部分以外の部分	厚さ8mm以下で、階数1かつ3000m <sup>2</sup> 以内まで可 (法84条の2、令136条9,10) ※建築物の部分にあっては、準耐火構造の壁、又は令126条の2第二項に規定する防火設備で区画する
		スケート場、水泳場スポーツの練習場 その他これらに類する運動施設			
		不燃性の物品の保管その他これと同等以上に火災の発生の恐れのない用途			
		畜舎、堆肥舎ならびに水産物の増殖場及び養殖場	延焼のおそれのある部分	不可	

### 2. 外壁用途の防火規制

分類	防火地域	準防火地域	法22条指定地域	その他地域
延焼のおそれのある部分以外の部分	開放的簡易建築物の内、150m <sup>2</sup> 以上の自動車車庫を除いたもの	3000m <sup>2</sup> 以下で8ミリ以下が使用可		3000m <sup>2</sup> 以下で8ミリ以下が使用可 但し、1000m <sup>2</sup> 以下では制限無し
	上記以外の建築物	不可	階数が2以下で延べ面積が500m <sup>2</sup> 以下なら可 (法62条)	耐火建築物準耐火建築物としなければならない特殊建築物以外は可 (法23条、27条)
	開放的簡易建築物の内、150m <sup>2</sup> 以上の自動車車庫			延べ面積1000m <sup>2</sup> をこえる木造建築物等で延焼のおそれのある部分及び耐火又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物を除き可 (法25条、27条)
延焼のおそれのある部分	開放的簡易建築物の内、150m <sup>2</sup> 以上の自動車車庫を除いたもの	使用不可		使用不可 但し、1000m <sup>2</sup> 以下では制限なく使用可能
	上記以外			

## 技術DATA 13

## 関係法令(3)

### 3. 屋根、外壁以外の外装用途の防火規制

用途または部位	防火地域	準防火地域	法22条指定地域	その他地域
外壁の開口部	窓 ドア	全ての建築物の延焼のおそれのある部分を除き→可 (法61条、62条、63条)		耐火または準耐火建築物としなければならない特殊建築物で延焼のおそれのある部分を除き→可 (法64条、27条)
	内ドア	可 但し防火区画となる場合→不可		
	危険物工場 ボイラー、変電室	不可 (消防法)		
門 へい	高さ2m以下において→可 (法61条)	木造建築物等に付属する高さ2mを超える門またはへいで道路中心線または隣地境界線より3m以下の部分を除き→可 (法62条)	可	
軒裏	不可 (法61条)	木造建築物等で延焼のおそれのある部分および地階を除く階数が3以上の建築物または、延べ面積が500m <sup>2</sup> を超える特殊建築物を除き→可 (法62条)	木造の特殊建築物または延べ面積1000m <sup>2</sup> をこえる木造建築物等で延焼のおそれのある部分、および耐火又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物を除き→可 (法24条、25条、27条)	延べ面積1000m <sup>2</sup> をこえる木造建築物等で延焼のおそれのある部分および耐火または準耐火建築物としなければならない特殊建築物を除き→可 (法25条、27条)
看板・広告塔・ 装飾塔等の工作物	建築物の屋上に設けるものまたは高さ3mをこえるもの主要な部分を除き→可 (法66条)		可	
庇(ひさし)	可 (但し、耐火建築物とすることを要しない特殊建築物のひさし等法21条、令129条2の3に該当するものは不可)			
ベランダ手摺、 解放された廊下の手摺	可 (但し、外壁と一体となっている構造及び“延焼のおそれがある部分”については地域所管の建築指導課にご確認下さい。)			

### 4. 内装用途の防火規制

用途	内装制限を受けるところ	内装制限を受けないところ	参照法令・条文
間仕切り ついたて 欄間 ディスプレイ 店装	可動式→可		(令第5章の2)
	固定式→不可	固定式→可	
	天井	不可	可
床敷	可		
建具 (ふすま・障子)	可 (防火戸などの防火設備に近接している場合、防火設備より15cmをこえて離すこと)		(令110条)
腰 板	可		(令112条、令第5章の2)
	高さ1.2m以下のとき→可 (廊下、階段、火気使用室、防火区画は、不可)		
	高さ1.2mをこえるとき→不可	高さ1.2mをこえるとき→可	
照 明	可 ただし、天井、壁にとりつける場合、その面積の1/10以内 (昭和45年通達35号)	可	
	非常用照明装置については令126条の5を参照		

- 1: 内装制限緩和和既定 (建築基準法令第129条第7項を参照) スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備等の自動式及び排煙設備を設けた建築物の部分については適用しません。
- 2: この表は当社で得られた情報をもとにまとめたもので、関係官庁の判定ではありません。正式には各都道府県で確認してください。
- 3: 内装制限を受けるところについては、5.内装制限一覧表を参照してください。

### 5. 内装制限一覧表

用途・構造・規模区分	当該用途に供する部分の床面積の合計			内装制限		参照法令 条文
	耐火建築物 の場合	準耐火建築物 の場合	その他の建築物 の場合	居室等	地上に通ずる主たる 廊下・階段・道路	
① 劇場・映画館・演芸場・観覧場・公会堂・集会場	(客室) 400m <sup>2</sup> 以上	(客室) 100m <sup>2</sup> 以上		不燃材料 準不燃材料 難燃材料  (3階以上の当該用途の居室の天井は準不燃材料以上)	不燃材料 準不燃材料	令129条第1項 令128条の4第1項
② 病院・診療所(患者の収容施設があるもの)・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設等(令19条第1項参照)	(3階以上) 300m <sup>2</sup> 以上 100m <sup>2</sup> 以内ごとに防火区画されたものを除く	(2階以上) 300m <sup>2</sup> 以上 病院または診療所は、2階に患者収容施設がある場合に限る	200m <sup>2</sup> 以上			
③ 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合所・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(10m <sup>2</sup> 以内を除く。)	(3階以上) 1000m <sup>2</sup> 以上	(2階以上) 500m <sup>2</sup> 以上	200m <sup>2</sup> 以上			
④ 地階・地下工作物内で①②③の用途に供するもの	全 部			不燃材料 準不燃材料		令129条第3項 令128条の4第1項3号
⑤ 自動車庫・同修理工場	全 部					令129条第2項 令128条の4第1項2号
⑥ 内装上の無窓居室	全 部					令129条第5項 令128条の3の2
⑦ 階数及び規模によるもの ※(注-1)	○階数が3以上で500m <sup>2</sup> 以上を超えるもの ○階数が2で1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ○階数が1で3,000m <sup>2</sup> を超えるもの(学校・体育館を除く。)			不燃材料 準不燃材料 難燃材料		令129条第4項
⑧ 内装制限を受ける調理室等 ※(注-2)	住 宅	階数が2以上の住宅で最上階以外の階にある火気使用室		不燃材料 準不燃材料		令129条第6項 令128条の4第4項
	住宅以外	火気使用室は全部				
⑨ 11階以上の部分	100m <sup>2</sup> 以内に防火区画された部分			※(注-3)	不燃材料 準不燃材料	令112条第5項
	200m <sup>2</sup> 以内に防火区画※(注-5)された部分			不燃材料・準不燃材料(下地とも)	不燃材料・準不燃材料(下地とも)	令112条第6項
	500m <sup>2</sup> 以内に防火区画※(注-5)された部分			不燃材料(下地とも)	不燃材料(下地とも)	令112条第7項
⑩ 地下街	100m <sup>2</sup> 以内に防火区画された部分			※(注-4)	[地下道] 不燃材料 (下地とも)	令128条の3第1項3号 令128条の3第5項
	200m <sup>2</sup> 以内に防火区画※(注-5)された部分			不燃材料・準不燃材料(下地とも)		
	500m <sup>2</sup> 以内に防火区画※(注-5)された部分			不燃材料(下地とも)		

(注-1) ⑦欄の規定に該当する建築物のうち、②欄の用途に供するもので31c以下のものについては、②欄の規定が適用されます。  
 (注-2) ⑧欄の規定は、主要構造部を耐火構造としたものについては適用されません。  
 (注-3) ⑨欄の規定では、100m<sup>2</sup>以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていませんが、建築物の階数および規模による⑦欄の規定が適用されます。  
 (注-4) ⑩欄の規定では、100m<sup>2</sup>以内に防火区画された部分については、使用材料の制限は記されていませんが、①②③欄の用途に供する部分については④欄の規定が適用されます。

(注-5) 特定防火設備以外の法第2条第9号の二(口)に規定する防火設備で区画する場合は除く。  
 ○内装制限の適用をうける建築物の部分は居室および居室から地上に通じる主たる廊下・階段その他の通路の壁および天井の室内に面する部分です。  
 ただし、①②③および⑦⑨欄の規定に該当する建築物の居室の壁については、床面からの高さが1.2m以下の部分は適用されません。(令129条1項および令112条6項)  
 ○内装制限の規定で、2以上の規定に該当する建築物の部分は、一番厳しい規定が適

用されます。  
 ○内装制限の規定は、スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備その他これに類するもので、自動式のものおよび第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分について適用しません。(令126条7項)  
 ○⑨⑩欄の規定について、スプリンクラー設備・水噴霧消火設備・泡消火設備その他これに類するもので、自動式のものや設けた部分については、防火区画の床面積が2倍まで緩和されます。(令112条1項)